

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第2項及び第53条第2項の規定に基づき、<u>京都大学の教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部の事務組織等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>教育研究推進本部</u> (<u>教育研究推進本部に置く部</u>)</p> <p>第2条 教育研究推進本部に、次に掲げる部を置く。 学生部 <u>研究・国際部</u></p> <p>共通教育推進部 (<u>学生部</u>)</p> <p>第3条 学生部に、次に掲げる課を置く。 学生課 <u>厚生課</u> 教務課 <u>入試課</u></p> <p>2 <u>学生課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（総務主査）</u> <u>課長補佐（課外活動主査）</u> <u>専門職員（課外教養担当）</u> <u>専門職員（課外体育担当）</u> 総務掛</p> <p>3 <u>厚生課に課長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。</u> <u>専門員（就職指導担当）</u> <u>専門職員（学資・奨学担当）</u> <u>専門職員（学資・免除調査担当）</u> <u>専門職員（学資・免除情報処理担当）</u> <u>専門職員（就職・福利施設担当）</u> <u>専門職員（保健企画担当）</u> <u>専門職員（保健管理担当）</u> 厚生企画掛 保健掛 寮務掛</p> <p>4 <u>教務課に課長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。</u> <u>専門員（教務企画担当）</u> <u>専門職員（学務担当）</u> 教務掛 <u>教務情報掛</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第2項及び第53条第2項の規定に基づき、<u>京都大学の事務組織等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>本部の事務組織</u> (<u>教育研究推進本部</u>)</p> <p>第2条 教育研究推進本部に、次に掲げる部を置く。 学生部 <u>研究推進部</u> <u>国際部</u> 共通教育推進部</p> <p>第3条 学生部に、次に掲げる課を置く。 学生課 教務課 <u>入試企画課</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 <u>入試課に課長補佐及び次の掛を置く。</u> <u>入学試験掛</u> <u>企画調査掛</u> <u>(研究・国際部)</u></p> <p>第4条 <u>研究・国際部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>研究協力課</u> <u>産学官連携課</u> <u>国際交流課</u> <u>留学生課</u></p> <p>2 <u>研究協力課に課長補佐並びに次の専門員及び掛</u> <u>を置く。</u> <u>専門員 (研究推進企画担当)</u> <u>総務掛</u> <u>科研費・外部資金掛</u> <u>知財企画掛</u></p> <p>3 <u>産学官連携課に課長補佐及び次の掛を置く。</u> <u>産学官連携企画掛</u> <u>知財企画掛</u></p> <p>4 <u>国際交流課に課長補佐並びに次の専門職員及び</u> <u>掛を置く。</u> <u>専門職員 (国際交流会館担当)</u> <u>国際企画掛</u> <u>学術交流掛</u> <u>国際協力掛</u> <u>国際連携掛</u></p> <p>5 <u>留学生課に課長補佐及び次の掛を置く。</u> <u>留学生企画掛</u> <u>留学生交流掛</u> <u>留学生支援掛</u> <u>国際交流センター掛</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(共通教育推進部)</u></p> <p>第5条 <u>共通教育推進部に共通教育推進課を置く。</u> 2 <u>共通教育推進課に次の課長補佐及び掛を置く。</u> <u>課長補佐 (管理主査)</u> <u>課長補佐 (事業主査)</u> <u>総務掛</u> <u>経理掛</u> <u>施設管理掛</u> <u>企画調整掛</u> <u>共通教育計画掛</u> <u>第一共通教育教務掛</u> <u>第二共通教育教務掛</u> 第2章の2 <u>経営企画本部</u></p>	<p>第4条 <u>研究推進部</u>に、次に掲げる課を置く。 <u>研究推進課</u> <u>産学官連携課</u></p> <p>第5条 <u>国際部に、次に掲げる課を置く。</u> <u>国際交流課</u> <u>留学生課</u></p> <p>第6条 <u>共通教育推進部に共通教育推進課を置く。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(経営企画本部に置く部)</p> <p><u>第6条</u> 経営企画本部に、次に掲げる部及び室を置く。</p> <p>総務部 <u>企画部</u> 人事部 財務部 施設・環境部 情報環境部 <u>内部監査室</u> (総務部)</p> <p><u>第7条</u> 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。</p> <p>総務課 <u>広報課</u> 社会連携推進課 事務改革推進室</p> <p><u>2</u> 総務課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。</p> <p><u>課長補佐(総務主査)</u> <u>課長補佐(法規主査)</u> <u>専門員(秘書担当)</u> <u>専門職員(役員会担当)</u> 総務掛 秘書掛 <u>文書企画掛</u> <u>法規企画掛</u></p> <p><u>3</u> 広報課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。</p> <p><u>専門職員(ホームページ企画担当)</u> 広報掛 情報公開掛</p> <p><u>4</u> 社会連携推進課に次の課長補佐及び掛を置く。</p> <p><u>課長補佐(連携企画主査)</u> <u>課長補佐(連携事業主査)</u> <u>社会連携企画掛</u> 時計台記念館掛 総合博物館掛</p> <p><u>5</u> 事務改革推進室に室長、室長補佐及び事務改革推進掛を置く。</p> <p>(企画部)</p> <p><u>第8条</u> 企画部に企画課を置く。</p> <p><u>2</u> 企画課に次の課長補佐及び掛を置く。</p> <p><u>課長補佐(企画主査)</u></p>	<p>(経営企画本部)</p> <p><u>第7条</u> 経営企画本部に、次に掲げる部を置く。</p> <p>総務部 <u>企画調査・評価部</u> 人事部 財務部 施設・環境部 情報環境部</p> <p><u>第8条</u> 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。</p> <p>総務課</p> <p>社会連携推進課 事務改革推進室</p> <p><u>2</u> <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程第52条第3項に定めるもののほか、前項の事務改革推進室に室長を置く。</u></p> <p><u>第9条</u> <u>企画調査・評価部</u>に企画課を置く。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>課長補佐（<u>評価主査</u>） <u>企画掛</u> <u>大学評価掛</u> <u>（人事部）</u></p> <p>第9条 人事部に、次に掲げる課を置く。 職員課 <u>人事課</u></p> <p>2 <u>職員課に課長補佐及び次の掛を置く。</u> <u>総務掛</u> <u>職員掛</u> <u>研修掛</u> <u>福祉掛</u></p> <p>3 <u>人事課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（任用主査）</u> <u>課長補佐（給与主査）</u> <u>専門員（人事制度担当）</u> <u>専門職員（人事システム・企画開発担当）</u> <u>専門職員（採用試験制度担当）</u> <u>統括人事掛</u> <u>第一人事掛</u> <u>第二人事掛</u> <u>第三人事掛</u> <u>第四人事掛</u> <u>宇治地区人事掛</u> <u>（財務部）</u></p> <p>第10条 財務部に、次に掲げる課を置く。 <u>財務課</u> <u>出納課</u> <u>契約課</u> <u>資産管理課</u></p> <p>2 <u>財務課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（総務主査）</u> <u>課長補佐（決算主査）</u> <u>課長補佐（予算主査）</u> <u>専門職員（財務分析担当）</u> <u>総務掛</u> <u>財務企画掛</u> <u>第一決算掛</u> <u>第二決算掛</u> <u>第一財務掛</u> <u>第二財務掛</u> <u>第三財務掛</u></p> <p>3 <u>出納課に課長補佐並びに次の専門員及び掛を置く。</u> <u>専門員（資金・債権管理担当）</u></p>	<p>第10条 人事部に、次に掲げる課を置く。 職員課 <u>人事企画課</u></p> <p>第11条 財務部に、次に掲げる課を置く。 <u>財務企画課</u> <u>財務戦略・分析課</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p> <u>第一出納掛</u> <u>第二出納掛</u> <u>資金・債権管理掛</u> <u>第一給与掛</u> <u>第二給与掛</u> <u>共済組合掛</u> 4 <u>契約課に課長補佐及び次の掛を置く。</u> <u>契約管理掛</u> <u>経理掛</u> <u>第一契約掛</u> <u>第二契約掛</u> 5 <u>資産管理課に次の課長補佐及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（管理主査）</u> <u>課長補佐（運用主査）</u> <u>第一資産管理掛</u> <u>第二資産管理掛</u> <u>資産運用掛</u> <u>（施設・環境部）</u> 第11条 <u>施設・環境部に、次に掲げる課を置く。</u> 施設企画課 施設整備課 施設活用課 環境安全課 2 <u>施設企画課に次の課長補佐、専門員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（施設企画主査）</u> <u>課長補佐（整備計画主査）</u> <u>専門員（整備計画担当）</u> <u>総務掛</u> <u>工事契約掛</u> <u>企画掛</u> <u>計画推進掛</u> <u>施設計画掛</u> <u>整備計画掛</u> 3 <u>施設整備課に次の課長補佐及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（建築主査）</u> <u>課長補佐（設備主査）</u> <u>整備技術掛</u> <u>建築整備掛</u> <u>機械整備掛</u> <u>電気整備掛</u> 4 <u>施設活用課に次の専門員及び掛を置く。</u> <u>専門員（エネルギー管理担当）</u> <u>活用企画掛</u> <u>活用技術掛</u> <u>施設調査掛</u> </p>	<p> 第12条 <u>施設・環境部に、次に掲げる課を置く。</u> 施設企画課 施設整備課 施設活用課 環境安全課 </p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 <u>環境安全課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（環境主査）</u> <u>課長補佐（安全主査）</u> <u>専門職員（環境保全センター担当）</u> <u>環境企画掛</u> <u>環境技術掛</u> <u>安全企画掛</u> <u>安全技術掛</u> <u>（情報環境部）</u></p> <p><u>第11条の2</u> 情報環境部に、次に掲げる課を置く。 <u>情報企画課</u> <u>情報基盤課</u></p> <p>2 <u>情報企画課に次の課長補佐、専門員、専門職員及び掛を置く。</u> <u>課長補佐（企画・総務主査）</u> <u>課長補佐（業務システム主査）</u> <u>専門員（電子事務局推進担当）</u> <u>専門職員（業務システム担当）</u> <u>専門職員（人事・給与システム担当）</u> <u>専門職員（学務系システム担当）</u> <u>総務掛</u> <u>企画掛</u> <u>財務掛</u> <u>研究協力掛</u> <u>企画開発掛</u> <u>情報管理掛</u></p> <p>3 <u>情報基盤課に次の掛を置く。</u> <u>全国共同利用掛</u> <u>学内共同利用掛</u> <u>（内部監査室）</u></p>	<p><u>第13条</u> 情報環境部に、次に掲げる課を置く。 <u>情報企画課</u> <u>情報基盤課</u></p>
<p><u>第11条の3</u> <u>内部監査室に室長、室長補佐及び内部監査掛を置く。</u></p>	<p><u>（センター）</u> <u>第14条</u> <u>京都大学に、次に掲げるセンターを置く。</u> <u>学生センター</u> <u>キャリアサポートセンター</u> <u>競争的資金サポートセンター</u> <u>国際交流サービスオフィス</u> <u>広報センター</u> <u>人事事務センター</u> <u>給与・共済事務センター</u> <u>出納事務センター</u> <u>契約・資産事務センター</u> <u>施設サポートセンター</u> <u>情報システム管理センター</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 3 章 部局事務部 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 2 条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、地球環境学堂、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。</p> <p>2 前項の事務部のうち、<u>工学研究科</u>、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。</p> <p>3 <u>理学研究科</u>に置く事務部は、<u>生命科学研究科</u>、生態学研究センター及び低温物質科学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、<u>理学研究科等事務部</u>とする。</p> <p>4 <u>医学研究科</u>に置く事務部は、放射線生物研究センター及び放射性同位元素総合センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、<u>医学研究科事務部</u>とする。</p> <p>5 <u>工学研究科</u>に置く事務部は、国際融合創造センター及び福井謙一記念研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、<u>工学研究科事務部</u>とする。</p> <p>6 <u>農学研究科</u>に置く事務部は、フィールド科学教育研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、<u>農学研究科等事務部</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">(内部組織)</p> <p>第 1 5 条 <u>秘書・広報室及び監査室並びに前条までに定める課、室及びセンターに、専門員、専門職員を必要数置く。</u></p> <p>2 <u>前項の室、課及びセンターに主任を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、室、課及びセンターの内部組織については、当該室長、課長又はセンター長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 部局の事務組織 (部局に置く事務部)</p> <p>第 1 6 条 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、<u>生命科学研究科</u>、地球環境学堂、人文科学研究所、再生医科学研究所、基礎物理学研究所、ウイルス研究所、経済研究所、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所、東南アジア研究所、附属図書館及び医学部附属病院並びに宇治地区に部局事務部を置く。</p> <p>2 前項の事務部のうち、<u>理学研究科</u>、医学研究科、<u>工学研究科</u>、農学研究科、原子炉実験所、附属図書館、医学部附属病院及び宇治地区の事務部に部長を置き、それ以外の事務部に事務長を置く。</p> <p>3 <u>法学研究科に置く事務部は、公共政策連携研究部の事務を併せて処理するものとし、その名称は、法学研究科事務部とする。</u></p> <p>4 <u>経済学研究科に置く事務部は、経営管理研究部の事務を併せて処理するものとし、その名称は、経済学研究科事務部とする。</u></p> <p>5 <u>理学研究科に置く事務部は、生態学研究センター及び低温物質科学研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、理学研究科事務部とする。</u></p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>7</u> 東南アジア研究所に置く事務部は、アジア・アフリカ地域研究研究科の事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究所等事務部とする。</p> <p><u>8</u> 宇治地区に置く事務部は、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研究所の事務を処理するものとし、その名称は、宇治地区事務部とする。</p> <p><u>9</u> 第1項に定めるもののほか、エネルギー科学研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、その名称は、三研究科共通事務部とする。</p> <p><u>10</u> 前項の事務部に事務長を置き、エネルギー科学研究科事務長、情報学研究科事務長又は地球環境学堂事務長をもって充てる。 (文学研究科事務部)</p> <p><u>第13条</u> 文学研究科事務部に次の掛を置く。 総務掛 会計掛 第一教務掛 第二教務掛 整理掛 閲覧掛 (教育学研究科事務部)</p> <p><u>第14条</u> 教育学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。 専門職員(教職授業計画及び教育実習担当) 総務掛 会計掛 教務掛 図書掛 (法学研究科事務部)</p> <p><u>第15条</u> 法学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。 専門職員(教務事務担当) 総務掛 会計掛 <u>第一教務掛</u> <u>第二教務掛</u> 整理掛 閲覧掛 (経済学研究科事務部)</p> <p><u>第16条</u> 経済学研究科事務部に次の掛を置く。</p>	<p><u>9</u> 東南アジア研究所に置く事務部は、アジア・アフリカ地域研究研究科及び地域研究統合情報センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究所等事務部とする。</p> <p><u>10</u></p> <p><u>11</u></p> <p><u>12</u></p> <p><u>第17条</u></p> <p>(同 左)</p> <p><u>第18条</u></p> <p>(法学研究科事務部)</p> <p><u>第19条</u> 法学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。 専門職員(教務事務担当) 総務掛 会計掛 <u>教務掛</u> <u>大学院掛</u> <u>公共政策大学院掛</u> 整理掛 閲覧掛 (経済学研究科事務部)</p> <p><u>第20条</u> 経済学研究科事務部に次の専門職員及び掛を置く。 専門職員(大学院教務担当)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>総務掛 会計掛 教務掛 整理掛 閲覧掛 <u>(理学研究科等事務部)</u></p> <p>第17条 <u>理学研究科等事務部に事務長補佐並びに次の専門員、専門職員及び掛を置く。</u></p> <p><u>専門員（経理担当）</u> <u>専門職員（人事担当）</u> <u>専門職員（生命科学研究科総務担当）</u> <u>専門職員（生命科学研究科経理担当）</u> <u>専門職員（物理学・宇宙物理学専攻担当）</u> <u>専門職員（生物科学専攻担当）</u> <u>専門職員（生態学研究センター担当）</u></p> <p><u>専門職員（低温物質科学研究センター担当）</u> 総務掛 司計掛 経理掛 用度掛 施設掛 第一教務掛 第二教務掛 図書掛 <u>生態学研究センター事務掛</u></p> <p>(医学研究科事務部)</p> <p>第18条 <u>医学研究科事務部に次の事務長補佐、専門職員及び掛を置く。</u></p> <p><u>事務長補佐（総務主査）</u> <u>事務長補佐（経理主査）</u></p>	<p>総務掛 会計掛 教務掛 整理掛 閲覧掛 <u>(理学研究科事務部)</u></p> <p>第21条 <u>理学研究科事務部に次に掲げる室及び専門員を置く。</u> <u>総務・学務室</u> <u>財務管理室</u></p> <p>2 <u>前項の室に室長を置き、専門員をもって充てる。</u> 3 <u>総務・学務室に次の専門職員及び掛を置く。</u></p> <p><u>専門職員（生態学研究センター総務担当）</u> <u>専門職員（生態学研究センター財務担当）</u></p> <p>総務掛 職員掛</p> <p>第一教務掛 第二教務掛 図書掛</p> <p>4 <u>財務管理室に次の掛を置く。</u> <u>財務掛</u> <u>経理掛</u> <u>施設環境安全掛</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、理学研究科事務部に次の専門職員を置く。</u> <u>専門職員（企画担当）</u> <u>専門職員（外部資金担当）</u> <u>専門職員（物理学・宇宙物理学専攻担当）</u> <u>専門職員（化学専攻担当）</u></p> <p>(医学研究科事務部)</p> <p>第22条 <u>医学研究科事務部に次に掲げる課及び室並びに専門員を置く。</u> <u>保健学科担当課</u> <u>企画・戦略室</u> <u>総務・社会連携室</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>専門職員（安全管理担当）</u> <u>専門職員（外部資金担当）</u> <u>総務掛</u> <u>人事掛</u> <u>企画掛</u> <u>司計掛</u> <u>用度掛</u> <u>研究協力掛</u> <u>共同利用掛</u> <u>教務掛</u> <u>大学院掛</u> <u>施設掛</u> <u>整理掛</u> <u>閲覧掛</u></p> <p>（薬学研究科事務部） <u>第19条</u> 薬学研究科事務部に次の掛を置く。 <u>総務掛</u> <u>会計掛</u> <u>教務掛</u> <u>図書掛</u> （工学研究科事務部） <u>第20条</u> 工学研究科事務部に、次に掲げる課を置く。 <u>総務課</u> <u>経理課</u> <u>教務課</u> <u>学術協力課</u></p> <p>2 前項の課に課長を置く。 3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。 専門員（Aクラスター事務区総括担当） 専門職員（地球系総務・教務担当） 専門職員（物理系担当）</p> <p><u>総務掛</u> <u>人事掛</u> <u>広報渉外掛</u> <u>図書掛</u> Aクラスター事務区庶務掛 Cクラスター事務区総務掛</p>	<p><u>教務・学生支援室</u> <u>経理・研究協力室</u></p> <p><u>2</u> 前項の課に課長を置く。 <u>3</u> 第1項の室に室長を置き、専門員をもって充てる。 <u>4</u> 第1項の室に専門職員を必要数置く。 <u>5</u> 前各項に定めるもののほか、課又は室の内部組織は、事務部長が定める。</p> <p>（薬学研究科事務部） <u>第23条</u></p> <p><u>第24条</u> } (同 左)</p> <p>2 3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。 専門員（Aクラスター事務区総括担当） 専門職員（地球系総務・教務担当） 専門職員（物理系担当） <u>専門職員（国際融合創造センター担当）</u> <u>総務掛</u> <u>人事掛</u> <u>広報渉外掛</u> <u>図書掛</u> Aクラスター事務区庶務掛 Cクラスター事務区総務掛</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 経理課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。</p> <p>専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当） 専門職員（地球系担当） 専門職員（物理系担当） 財務掛 契約掛 補助金掛 経理掛 資産管理掛 施設管理掛 A クラスター事務区会計掛</p> <p>5 教務課に次の専門職員及び掛を置く。</p> <p>専門職員（地球系担当） 専門職員（物理系担当） 教務掛 大学院掛 <u>学生サービス掛</u> 留学生掛 A クラスター事務区教務掛</p> <p>6 学術協力課に次の掛を置く。</p> <p>研究協力掛 国際協力掛 <u>産学交流掛</u> <u>産学連携掛</u> （農学研究科等事務部）</p> <p><u>第21条</u> 農学研究科等事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 教育・研究協力課</p> <p>2</p> <p>3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。 専門員（フィールド科学教育研究センター担当） 専門職員（農場担当）</p> <p>専門職員（地域環境科学・生物資源経済学専攻担当） <u>専門職員（森林科学・応用生物科学専攻担当）</u> <u>専門職員（農学・応用生命科学・食品生物科学専攻担当）</u> 総務掛 整理掛</p>	<p>4 経理課に課長補佐並びに次の<u>専門員</u>、専門職員及び掛を置く。 <u>専門員（自家用電気工作物維持保全担当）</u> 専門職員（桂キャンパス施設移転経理担当） 専門職員（地球系担当） 専門職員（物理系担当） 財務掛 契約掛 補助金掛 経理掛 資産管理掛 施設管理掛 A クラスター事務区会計掛</p> <p>5 教務課に次の専門職員及び掛を置く。</p> <p>専門職員（地球系担当） 専門職員（物理系担当） 教務掛 大学院掛 留学生掛 A クラスター事務区教務掛</p> <p>6 学術協力課に次の掛を置く。</p> <p>研究協力掛 国際協力掛 <u>産学連携掛</u> <u>産学交流掛</u></p> <p><u>第25条</u> } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 総務課に次の専門員、専門職員及び掛を置く。 専門員（フィールド科学教育研究センター担当） 専門職員（農場担当） <u>専門職員（農学専攻担当）</u> <u>専門職員（森林科学専攻担当）</u> <u>専門職員（応用生命科学・応用生物科学・食品生物科学専攻担当）</u> 専門職員（地域環境科学・生物資源経済学専攻担当）</p> <p>総務掛 整理掛</p>

改 正 前	改 正 後
<p>学術情報掛</p> <p>4 } 5 } (略)</p> <p><u>第22条</u> <u>第22条の2</u> <u>第22条の3</u> }</p> <p><u>第22条の4</u> } <u>第23条</u> } (略)</p> <p>(再生医科学研究所事務部)</p> <p><u>第24条</u> 再生医科学研究所事務部に次の掛を置く。 総務掛 研究協力掛 会計掛 (基礎物理学研究所事務部)</p> <p><u>第25条</u> (略) (ウイルス研究所事務部)</p> <p><u>第26条</u> } <u>第27条</u> } (略) <u>第28条</u> }</p> <p>(原子炉実験所事務部)</p> <p><u>第29条</u> 原子炉実験所事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課</p> <p><u>2</u> 総務課に次の専門員及び掛を置く。 専門員 (原子炉規制担当) 総務掛 共同利用掛 図書掛</p> <p><u>3</u> 経理課に次の掛を置く。 経理掛 用度掛 工営掛 電気掛 機械掛 (霊長類研究所事務部)</p> <p><u>第30条</u> (略) (東南アジア研究所等事務部)</p> <p><u>第31条</u> 東南アジア研究所等事務部に次の専門員</p>	<p>学術情報掛</p> <p>4 } 5 } (同左)</p> <p><u>第26条</u> <u>第27条</u> <u>第28条</u> }</p> <p>(生命科学研究所事務部)</p> <p><u>第29条</u> 生命科学研究所事務部に次の掛を置く。 総務掛 経理掛 学務掛 研究推進掛</p> <p><u>第30条</u> } <u>第31条</u> } (同左)</p> <p>(再生医科学研究所事務部)</p> <p><u>第32条</u> 再生医科学研究所事務部に次の掛を置く。 総務掛 経営企画掛 管理運用掛 (基礎物理学研究所事務部)</p> <p><u>第33条</u> (同左) (ウイルス研究所事務部)</p> <p><u>第34条</u> } <u>第35条</u> } (同左) <u>第36条</u> }</p> <p>(原子炉実験所事務部)</p> <p><u>第37条</u> 原子炉実験所事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課</p> <p><u>2</u> 前項の課に課長を置く。</p> <p><u>3</u> }</p> <p><u>4</u> } (同左)</p> <p><u>第38条</u> }</p> <p>(東南アジア研究所等事務部)</p> <p><u>第39条</u> 東南アジア研究所等事務部に次の専門員、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び掛を置く。 専門員（アジア・アフリカ地域研究研究科担当）</p> <p>総務掛 会計掛 教務掛</p> <p><u>第32条 削除</u> （附属図書館事務部）</p> <p><u>第33条</u> 附属図書館事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 情報管理課 情報サービス課</p> <p>2 前項の課に課長を置く。 3 総務課に次の<u>専門員及び掛</u>を置く。 <u>図書館専門員</u> 総務掛 経理掛 学術情報掛</p> <p>4 } (略) 5 } （医学部附属病院事務部）</p> <p><u>第34条</u> 医学部附属病院事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経営管理課 経理・調達課 医務課 医療サービス課</p> <p>2 前項の課に課長を置く。 3 } (略) 4 } 5 経理・調達課に次の課長補佐及び掛を置く。</p> <p>課長補佐（調達主査） 課長補佐（施設主査）</p> <p>産学経理掛 研究推進掛 契約掛 物流管理掛 施設管理掛 建築掛 給排水・空調掛 電気・通信掛</p>	<p><u>専門職員及び掛</u>を置く。 専門員（アジア・アフリカ地域研究研究科担当） <u>専門職員（地域研究統合情報センター担当）</u></p> <p>総務掛 会計掛 教務掛</p> <p>（附属図書館事務部）</p> <p><u>第40条</u> } (同 左) 2 } 3 総務課に次の<u>専門職員及び掛</u>を置く。 <u>図書館専門職員</u> 総務掛 経理掛 学術情報掛</p> <p>4 } (同 左) 5 } （医学部附属病院事務部）</p> <p><u>第41条</u> 医学部附属病院事務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 経営管理課 経理・調達課 医務課 医療サービス課 <u>新病院整備推進室</u></p> <p>2 前項の課に課長を、室に室長を置く。 3 } (同 左) 4 } 5 経理・調達課に次の課長補佐、<u>専門員及び掛</u>を置く。 課長補佐（調達主査） 課長補佐（施設主査） <u>専門員（自家用電気工作物維持保全担当）</u></p> <p>産学経理掛 研究推進掛 契約掛 物流管理掛 施設管理掛 建築掛 給排水・空調掛 電気・通信掛</p>

改 正 前	改 正 後
<p>6 医務課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。 課長補佐（医務主査） 課長補佐（業務主査） 専門職員（中央診療施設担当） 専門職員（診療報酬対策外来担当） 専門職員（診療報酬対策入院担当）</p> <p>医務企画掛 収入掛 債権管理掛 南西医療事務掛 外来掛 入院掛 保険福祉掛</p> <p>7 医療サービス課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。 <u>専門職員（地域連携担当）</u> 専門職員（安全管理担当） 総務・訟務掛 診療情報業務掛 （宇治地区事務部）</p> <p><u>第35条</u> 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 研究協力課</p> <p>2 前項の課に課長を置く。 3 第1項に定めるもののほか、宇治地区事務部に、次に掲げる専門員を置く。 専門員（化学研究所担当） 専門員（エネルギー理工学研究所担当） 専門員（生存圏研究所担当） 専門員（防災研究所担当）</p> <p>4 総務課に次の専門員及び掛を置く。 専門員（企画広報担当） 総務掛 企画広報掛</p> <p>5 経理課に<u>課長補佐及び次の掛</u>を置く。 <u>第一運営費掛</u> <u>第二運営費掛</u> 給与・共済掛 <u>資産管理掛</u> <u>施設運用掛</u> <u>衛生・安全掛</u></p>	<p>6 医務課に次の課長補佐、専門職員及び掛を置く。 課長補佐（医務主査） 課長補佐（業務主査） 専門職員（中央診療施設担当） 専門職員（診療報酬対策外来担当） 専門職員（診療報酬対策入院担当） <u>専門職員（地域連携担当）</u> 医務企画掛 収入掛 債権管理掛 南西医療事務掛 外来掛 入院掛 保険福祉掛</p> <p>7 医療サービス課に課長補佐並びに次の専門職員及び掛を置く。 専門職員（安全管理担当） 総務・訟務掛 診療情報業務掛 （宇治地区事務部）</p> <p><u>第42条</u> 宇治地区事務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 経理課 研究協力課 <u>施設環境課</u></p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>5 経理課に次の掛を置く。 <u>財務企画掛</u> <u>資産管理掛</u> <u>運営費掛</u> 給与・共済掛</p>

改 正 前	改 正 後
<p>6 研究協力課に次の掛を置く。 研究支援掛 国際交流掛 産学連携掛 補助金掛</p> <p><u>(医療技術短期大学部事務部)</u> <u>第36条 前条までに定めるもののほか、医学部保健学科及び医療技術短期大学部に関する事務を行わせるため、医療技術短期大学部事務部を置く。</u> 2 医療技術短期大学部事務部に次の掛を置く。 総務掛 会計掛 教務掛</p> <p>第4章 その他 <u>(掛長及び主任)</u> <u>第37条 教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部の掛に掛長を置く。</u> 2 前項の掛に主任を置くことができる。 (職責) <u>第38条 経営企画本部の室長及び部局事務部の課長は、上司の命を受け、事務を処理する。</u> 2 課長補佐、室長補佐、事務長補佐、専門員、専門職員、掛長及び主任は、それぞれの上司の命を受け、事務を分掌する。 (教育研究推進本部及び経営企画本部の所掌事務等) <u>第39条 教育研究推進本部及び経営企画本部における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</u></p> <p>(部局事務部の所掌事務等) <u>第40条 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第12条第3項から第7項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第8項に定める宇治地区事務部及び同条第9項に定める三研究科共通事務部にあつては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。</u></p>	<p>6 (同 左)</p> <p><u>7 施設環境課に次の掛を置く。</u> <u>施設運用掛</u> <u>衛生・安全掛</u></p> <p><u>(内部組織)</u> <u>第43条 部局事務部の掛に掛長を置く。</u> 2 前項の掛又は部局事務部の室その他の事務組織に主任を置くことができる。 第4章 その他</p> <p>(職責) <u>第44条 第8条第2項に定める室長及び部局事務部の課長は、上司の命を受け、事務を処理する。</u></p> <p>(所掌事務等) <u>第45条 秘書・広報室及び監査室並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く課及び室並びにセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</u> (部局事務部の所掌事務等) <u>第46条 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第16条第3項から第9項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第10項に定める宇治地区事務部及び同条第11項に定める三研究科共通事務部にあつては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。</u></p>

改 正 前		改 正 後	
2 第41条 第42条 第43条 第44条 第45条	(略)	2 第47条 第48条 第49条 第50条 第51条	(同 左)
		附 則	
		1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。	
		2 次の掲げる規程は、廃止する。	
		(1) 京都大学事務分掌規程（平成17年9月15日総長裁定）	
		(2) 京都大学施設・環境部施設企画課整備計画室要項（平成17年3月31日総長裁定）	
		(3) 京都大学施設・環境部環境安全課安全衛生管理室要項（平成17年3月31日総長裁定）	
		(4) 京都大学情報環境部情報企画課電子事務局推進室要項（平成16年11月1日総長裁定）	
		(5) 京都大学情報環境部情報基盤課情報セキュリティ対策室要項（平成17年3月31日総長裁定）	